

船舶インシデント調査報告書

令和5年11月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和4年11月19日 15時20分ごろ
発生場所	秋田県秋田市雄物川河口付近 新屋西四等三角点から真方位295° 1,770m付近 (概位 北緯39° 41.4′ 東経140° 03.7′)
インシデントの概要	漁船かまだ丸は、帰航中、砂浜に座洲した。
インシデント調査の経過	令和4年12月13日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 かまだ丸、1.0トン
船舶番号、船舶所有者等	AT3-8112（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定（令和2年9月25日をもって失効中）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3 視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りをを行う目的で、雄物川河口付近の左岸にある船着場を出航した。</p> <p>船長は、沖に出たものの、波の高さを見て釣りを諦めて引き返すこととし、反転して船着場に向けて帰航を開始した。</p> <p>本船は、船着場に向けて帰航中、左舷船尾方から高い波を受け、船体が波乗り状態となり、雄物川河口付近の砂浜に運ばれて座洲した。</p> <p>船長は、本船を船固めした後、本インシデントの発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>本船は、翌日、砂浜から引き出され、知人が操船して船着場に戻った。</p> <p>船長は、出航する際に海を見て、雄物川河口付近では波が高いと思ったものの、波高1.5m程度の波であれば航行できると思い、出航を決めたが、本船のような和船型の小型船舶では出航の可否を慎重に判断すべきであったと本インシデント後に思った。</p> <p>船長は、平成29年4～5月ごろに初めて本船に乗り組み、その後、年に2～3回程度乗り組んでいた。</p> <p>船長は、本インシデント後に海上保安官から指摘を受け、小型船舶操縦免許証が更新されていないことに気付いた。</p> <p>文献「操船通論」（本田啓之輔著、株式会社成山堂書店、平成23年12月28日八訂再版発行）によれば、船尾及び斜め船尾から大波を受けて航走中の船舶には、危険現象として、波乗り状態となって操</p>

	縦できなくなることなどが記載されている。
<b>分析</b>	<p>本船は、雄物川河口付近で波高約1.5mの状況下、同河口付近の船着場に向けて帰航中、左舷船尾方から高い波を受けたことから、船体が波乗り状態となり、船長は意図した操船ができず、同河口付近の砂浜に座洲したものと考えられる。</p> <p>船長は、和船型の小型漁船の操船経験が浅く、出航する際に海を見て、雄物川河口付近では波が高いと思ったものの、波高1.5m程度の波であれば航行できると判断し、出航したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、雄物川河口付近で波高約1.5mの状況下、本船が、同河口付近の船着場に向けて帰航中、左舷船尾方から高い波を受けたため、船体が波乗り状態となり、船長は意図した操船ができず、同河口付近の砂浜に座洲したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、波の影響を受けやすい小型船舶を操船する場合、堪航性、気象、海象等を考慮し、出航の可否を慎重に判断するとともに、波が高い状況を認めた場合は出航を取り止めること。</li> <li>・ 船長は、受有する小型船舶操縦免許証の有効期間を確認し、更新手続を確実にを行うこと。</li> </ul>